□ (別級2) ○ 年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の障害等級の認定事務について(平成7年9月28日健医精発第59号厚生省保健医療局精神保健 課長通知)【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

| | (ト線部か変更部分) | | |
|---|--|--|--|
| 改 正 後 | 現行 | | |
| 健 医 精 発 第 59 号 平成 7 年 9 月 28 日 一部改正 障精発第0929009 号 平成18年 9 月 29 日 一部改正 障精発0303第 3 号 平成23年 3 月 3 日 一部改正 障精発0124第 2 号 平成26年 1 月 24 日 | 平成7年9月28日 一部改正 障精発第0929009号 平成18年9月29日 一部改正 障精発0303第3号 平成23年3月3日 | | |
| 各都道府県精神保健福祉主管部局長 殿 | 各 都道府県精神保健福祉主管部局長 殿 | | |
| 厚生省保健医療局精神保健課長 | 厚生省保健医療局精神保健課長 | | |
| 年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の障害等級の 認定事務について | 年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の障害等級の 認定事務について | | |
| (略) | (略) | | |
| 記 | 記 | | |
| 1 (略) 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第23条第1項第2号に規定する「精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類」は、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領の第二の1(4)のとおりであるが、詳細は、別添の表のとおりである。 3 この場合、これらの書類により、障害種別、障害等級及び現に年金を受けていることの確認をする必要があるが、年金証書に障害の種別や障害等級が記載されていない場合が多く、また、障害等級の変更や支給停止がされている場合もあることから、年金裁定通知書や年金支払通知書等を参照して確認することが必要であり、その方法は、概ね別添の表のとおりである。 | | | |

(略)

別添

年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の 障害等級の認定方法一覧

| 年金の種 別 | 添付書類 | 障害種別の 確認 | 障害等級 の確認 | 減に受給し ていること | 照会先 | | |
|--|------|--|-------------|----------------|-----|--|--|
| | | 1, ,,_ | | の確認 | (| | |
| 国法基、障及年法厚、障並員の障民の礎旧害び金の生旧害び保旧害で保旧害で保旧害の金組法の金と、 | (略) | ・ 障害の種 上 で で の に 認。 本 で の に 認。 | (略) | (略) | (略) | | |
| (略) | | | | | | | |

別添2 削除

に記載されている支払金額により障害等級を特定することができること から、別添2を参照して年金の障害等級の確認をする。 4 (略)

別添1

年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の 障害等級の認定方法一覧

| 年金の種 別 | 添付書類 | 障害種別の 確認 | 障害等級 の確認 | 減に受給し ていること の確認 | 照会先 |
|---|------|--|-------------|-----------------------|-----|
| 国法基、障及年法厚、障民の礎旧害び金の生旧害年法年厚保障年法年の金生除害金の金 | (略) | 年金書 ・ を書き ・ を 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 | (略) | (略) | (略) |
| 1 \ HII / | | | | | |

別添2 削除